

取り付けましたか？



設置は**義務**です！

住宅用火災警報器

平成16年の消防法改正（消防法第9条の2）を受けて、火災予防条例において、平成23年6月以降、既存住宅を含めたすべての住宅（共同住宅含む。）に住警器の設置が義務付けられました。

（新築：平成18年6月から義務、既存：平成23年6月から義務）


住宅火災の死者数について

- 住宅火災による死者の約半数は、逃げ遅れが原因！
- 0時～翌朝6時の時間帯の住宅火災において多くの死者が発生！
- 死者の約7割が65歳以上の高齢者！

住宅火災警報器（住警器）とは？

- 就寝中に発生した火災をいち早く感知し、音声によって住民に知らせ、早期の避難に役立てることができるものです。
- 設置場所は、寝室と寝室に通じる階段の上部です。台所にあっては、設置することが好ましい場所となっています。

悪質な訪問販売に注意

- 「消防署の方から来ました。」「消防署の許可をもらっています。」
※消防職員や消防団員が、戸別訪問し販売することはありません。
- 「これは特別価格です。」「これが指定の商品です。」
※消防署が商品を指定することはありません。
※安価な住警器でも、法外な取付費用を請求される場合があります。
※購入は、マーク（国家検定合格表示）の付いているものを!!

既に設置されている方へ

- 設置後、10年を目安に本体の交換が推奨されています。いざという時に作動するように維持管理しましょう。

あなたや家族の大切な命をまもるために、

住宅用火災警報器の設置をお願いします。

※消防職員が無料で「住警器」の**取付け**又は**取替え**を実施しています。

問い合わせ先 大阪南消防組合大阪南消防局警防部
予防課 072-958-9928
Email: yobouka@om119.jp